

議第20号

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例  
京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時まで	を	午前9時から午後5時30分まで	に改める。
午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで		午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前10時から午後5時まで	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

相談室の開所時間を変更する必要があるので提案する。